令和８年度

設 計 図 面

事　業　名：地域情報通信基盤整備ＨＥ設備更改事業

工 事 場 所：竹原市

工　事　名：令和８年度竹原市ケーブルテレビネットワークの
耐災害性強化事業整備工事

【添付書類】
□一般共通事項
□特記仕様書
□図面　　等

令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事

実　施　設　計　図　面

令和 8年 10月

広島県　竹原市

目　　次

	図　　名
1　一般共通事項	
01-01	一般共通事項(01)　総則
01-02	一般共通事項(02)　工事関係図書・工事現場管理
01-03	一般共通事項(03)　機器及び材料・施工
01-04	一般共通事項(04)　工事検査及び技術検査・完成図等
01-05	一般共通事項(05)　特記事項
2　特記仕様書	
02-01	特記仕様書(01)　施工条件
02-02	特記仕様書(02)　基本的要求条件
02-03	特記仕様書(03)　製作・工事に関する共通事項
■仕様・図面一式	
3　電源設備	
03-01	電源設備(01)　発電機機器仕様　(01)
03-02	電源設備(02)　発電機機器仕様　(02)
03-03	電源設備(03)　発電機機器仕様　(03)
03-04	電源設備(04)　発電機機器仕様　(04)
03-05	電源設備(05)　発電機機器仕様　(05)
03-06	電源設備(06)　発電機機器仕様　(06)
03-07	電源設備(07)　発電機機器仕様　(07)
03-08	電源設備(08)　発電機機器仕様　(08)
03-09	電源設備(09)　発電機機器仕様　(09)
03-10	電源設備(10)　発電機平面図
03-11	電源設備(11)　発電機立面図

	図　　名

件　名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地　区		工　区	
図　名	目　次	縮　尺	
図　番	00-01	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特　記　事　項	備考
第1章　一般共通事項		
第1節　総則		
1.1.1　適用	(a)　本共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き受注者の責任において履行すべきものとする。 (b)　すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)～(4)の順番のとおりとし、これにより難い場合には、1.1.8「疑義に対する協議等」による。 (1)質問回答書（以下(2)から(4)に対するもの） (2)特記仕様書 (3)仕様・図面一式 (4)一般共通事項	
1.1.2　用語の定義	本共通仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (a)「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員をいい、受注者に通知された総括監督職員、主任監督職員及び監督職員の総称をいう。 (b)「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。 (c)「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。 (d)「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。 (e)「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。 (f)「監督職員の検査」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。 (g)「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。 (h)「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事における工法等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。 (i)　「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。 (j)　「特記」とは、1.1.1「適用」(b)(1)～(4)に指定された事項をいう。 (k)　「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。 (l)　「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。 (m)「施工図書」とは、施工図、製作図、その他これらに類するもので、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。 (n)　「JIS」とは、産業標準化法に基づく日本産業規格をいう。 (o)　「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。 (p)　「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために、監督職員又は検査職員が行う検査をいう。 (q)　「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、監督職員が定めた者が行う技術的な検査をいう。 (r)　「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。 (s)　「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受注者等が施工上の措置を判断すべき場合においては、あらかじめ監督職員の承諾を受けて対処すべきことをいう。 (t)　「原則として」とは、これに続く事項について、受注者等が遵守すべきことをいうが、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合又は「ただし書き」のある場合には、他の手段によることができることをいう。	
1.1.3　官公署その他への届け出手続等	(a)　工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 (b)　(a)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。 (c)　関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。	
1.1.4　工事実績情報の登録	工事実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容についてあらかじめ監督職員に確認を受けた後に、次に示す期間内に登録手続を行うとともに、登録されることを証明する資料を監督職員に提出する。 ただし、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日は含まない。 (a)　工事受注時・・・・・・・・・・・契約締結後10日以内 (b)　登録内容の変更時・・・・・変更契約締結後10日以内 (c)　工事完成時・・・・・・・・・・・工事完成後10日以内	
1.1.5　書類の書式等	書面を提出する場合の書式（提出部数を含む）は、別に定めがある場合を除き、監督職員の指示による。 施工体制台帳の作成等については、建設業法（昭和24年法律第100号）に従ってこれを行うとともに、作成したものを監督職員に提出する。	
1.1.6　設計図書等の取扱い	(a)　設計図書及び設計図面において適用される必要な図書を整備する。 (b)　設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、これらの工事関係図書が市販されている場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	
1.1.7　別契約の関連工事	別契約の施工上密接に関連する工事がある場合については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。	
1.1.8　疑義に対する協議等	(a)　設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合または現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難、又は不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。 (b)　(a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。 (c)　(a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.4「工事の記録」(a)による。	
1.1.9　工事の一時中止に係る事項	次の(a)～(d)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。 (a)　埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合 (b)　別契約の関連工事の進捗が遅れた場合 (c)　工事の著手後、周辺環境問題等が発生した場合 (d)　第三者又は工事関係者の安全を確保する場合	
1.1.10　工期の変更に係る	(a)　契約書の規定に基づく工期の短縮を監督職員より求められた場合には、協議の対象となる事項について可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表とその他の協議に必要な資料を監督職員に提出する。 (b)　契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を監督職員と行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。	
1.1.11　特許権等	工事の施工上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これに関する特許権等の出願をしようとする場合は、あらかじめ監督職員と協議する。	
1.1.12　文化財その他の埋蔵物	工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合には、直ちにその状況を監督職員に報告する。 その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、監督職員が保有する。	
1.1.13　SI単位	国際単位系であるSI単位の適用に際し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。	
1.1.14　関係法令等	工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。	

件　名	令和8年度 竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地　区		工　区	
図　名	一般共通事項（01）総則	縮　尺	
図　番	01-01	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特　記　事　項	備考
第2節　工事関係図書		
1.2.1　実施工程表	(a)工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 (b)契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。 (c)(b)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。 (d)監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表を作成し、監督職員に提出する。 (e)概成工期が特記された場合は、実施工程表にこれを明記する。	
1.2.2　施工計画書	(a)工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。 (b)品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた施工計画書を、当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (c)(b)の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。 (d)施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	
1.2.3　施工図等	(a)施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (b)施工図等の作成に際し、別契約の施工上密接に関連する工事との納まり等について十分検討する。 (c)施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。	
1.2.4　工事の記録	(a)監督職員と協議した結果について記録を整備する。 (b)工事の全般的な経過を記載した書面を作成する。 (c)工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 (d)次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (1)工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合 (2)一工程の施工を完了した場合 (3)施工の適切なことを証明する必要があるとして監督職員の指示を受けた場合 (4)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (e)(a)～(d)の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。	
第3節　工事現場管理		
1.3.1　施工管理	(a)設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 (b)工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。	
1.3.2　施工条件	施工時間は、次による。 (a)日曜日及び祝日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 (b)設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (c)設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督職員に提出する。	
1.3.3　品質管理	(a)1.2.2「施工計画書」(b)による品質計画に基づき、適切な時期に、指導、確認、試験等必要な管理を行う。 (b)必要に応じて、監督職員の検査を受ける。 (c)試験又は検査の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。	
1.3.4　施工中の安全確保	(a)建築基準法（昭和25年法律第201号）、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、環境基本法（平成5年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和1年国土交通省告示第496号）及び建設副産物適正処理推進要綱（改正平成14年）に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。 (b)施工中の安全確保に関しては、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。 (c)工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令に従ってこれを行う。 (d)同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督職員により労働安全衛生法に基づく指示を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。 (e)気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。 (f)工事の施工にあたっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないような施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。 (g)火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。 (h)機材、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。 (i)工事の施工に当たっての近隣との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。 (1)地域住民等と工事施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめ、その概要を監督職員に報告する。 (2)工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。	
1.3.5　災害時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。	
1.3.6　施工中の環境保全	(a)建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法（昭和45年政令第153号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。 (b)建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 (c)塗料、その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造者が作成した化学物質等データシート（MSDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。	
1.3.7　発生材の処理等	(a)発生材の抑制、再利用及び再生資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再生資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。 (b)発生材の処理は次による。 (1)発生材のうち、監督職員に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。なお、引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。 (2)発生材のうち、現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入した後、調書を作成して監督職員に提出する。 (3)(1)及び(2)以外のものはすべて構外に搬出し、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）、その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督職員に報告する。	

件　名	令和8年度 竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地　区		工　区	
図　名	一般共通事項(02) 工事関係図書・工事現場管理	縮　尺	
図　番	01-02	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特　記　事　項	備考
1.3.8　養生	既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行う。	
1.3.9　後片付け	工事の完成に際しては、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。	
1.3.10　工事中の保険	工事中の事故・火災・労災等の諸事故に対する保険は、受注者の責任において加入し、万全を期す。	
第4節　機器及び材料		
1.4.1　環境への配慮	(a)工事に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。 (b)使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。 (c)工事に使用する機材は、アスベスト含有機材を使用しない。	
1.4.2　機材の品質等	(a)機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、この限りでない。 (b)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、設計図書により JIS による と指定された機材で JIS マーク表示のある銘材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。 (c)調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督職員に提出する。 (d)機材の色等については、監督職員の指示を受ける。 (e)設計図書に定められた規格等が改正された場合は、1.1.8「疑義に対する協議等」による。	
1.4.3　機材の搬入	機材の搬入ごとに、監督職員に報告する。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。	
1.4.4　機材の検査等	(a)現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (b)(a)による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、原則として抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。 (c)現場に搬入した機材のうち、変質等により工事に使用することが適切でないと監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。	
1.4.5　機材の検査に伴う試験	(a)試験は、次の場合に行う。 (1)設計図書に定められた場合 (2)試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (b)試験方法は、JIS(日本産業規格)、JEC(電気規格調査会基準規格)、JEM(日本電機工業会標準規格)等に定めのある場合は、これによる。 (c)試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。	
1.4.6　機材の保管	搬入した機材は、工事に使用するまで変質等がないように保管する。保全に関する資料等を作成し、監督職員に提出する。	

章・節・項目	特　記　事　項	備考
第5節　施工		
1.5.1　施工	施工は、設計図書並びに監督職員の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行う。	
1.5.2　一工程の施工の確認及び報告	一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。なお、確認及び報告は監督職員の承諾を受けた者が行う。	
1.5.3　施工の検査等	(a)設計図書に定められた場合、1.5.2「一工程の施工の確認及び報告」により報告した場合及び監督職員により指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。 (b)(a)による検査の結果、合格した工程と同じ機材及び工法により施工した部分は、以後、原則として抽出検査とする。ただし、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。 (c)見本施工の実施が特記された場合は、仕上り程度等の判断のできる見本施工を行い、監督職員の承諾を受ける。	
1.5.4　施工の検査に伴う試験	(a)試験は、次の場合に行う。 (1)設計図書に定められた場合 (2)試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない場合 (b)試験が完了したときは、その試験成績書を監督職員に提出する。	
1.5.5　化学物質の濃度測定	(a)建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。 (b)測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数は、特記による。	
1.5.6　施工の立会い等	(a)設計図書に定められている場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。 (b)監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。	
1.5.7　工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外で、所要の品質、性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法等の提案がある場合は、監督職員と協議する。	

件　名	令和8年度 竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地　区		工　区	
図　名	一般共通事項(03)　機器及び材料・施工	縮　尺	
図　番	01-03	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特　記　事　項	備考
第6節　工事検査及び技術検査		
1.6.1　工事検査	(a)契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(1)～(3)に示す要件の全てを満たす場合に、監督職員に提出することができる。 (1)設計図書に示すすべての工事が完了していること。 (2)監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。 (3)設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。 (b)契約書に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(a)(2)及び(3)の要件を満たすものとする。 (c)契約書に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督職員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(a)(1)～(3)の要件を満たすものとする。 (d)(a)～(c)の通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。 (e)工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。	
1.6.2　技術検査	(a)技術検査は、次の時期に行う。 (1)1.6.1「工事検査」(a)～(c)に示す工事検査時。 (2)工事施工途中における技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階が特記された場合。 なお、検査日は受注者の意見を聴いて、監督職員が定める。 (3)施工途中における事故等により監督職員が特に必要と認めた場合。なお、検査日は監督職員が定める。 (b)技術検査は、通知された検査日に検査を受ける。 (c)技術検査に必要な資機材、労務等を提供する。	

章・節・項目	特　記　事　項	備考
第7節　完成図等		
1.7.1　完成図書等の提出	(a)工事完成時(指示部分に係る工事完成を除く。)の提出図書は、次のとおりとする。 (1)完成図 (2)保全に関する資料 (b)(1)の図書に目録を添付し、監督職員に提出する。	
1.7.2　完成図	完成図は、次のものとする。ただし、受変電設備、発電設備、構内交換設備等については、監督職員の承諾を受けた製作図をもって完成図に代えることができる。 なお、本工事の完成図については別途2.4.3「完成図書」で指定する。 (a)図面の種別 (1)各種配線図及び文字・図示記号 (2)分電盤、配電盤等の単線接続図 (3)各種系統図 (4)電気室の平面図、機器配置図 (5)各種構内線路図 (6)主要機器一覧表(名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) (b)様式 原図は、普通紙とし、記載する寸法、縮尺、文字・図示記号等は、設計図書に準ずる。 (c)記載上の注意 工事完成時における設備の現状を明確にする。 (d)提出部数 特記がなければ、原図を1部及びその複写図(2部)を提出する。ただし、製作図の場合は原図は不要とする。 (e)図面のCADデータはCD又はDVDによって1部提出すること。	
1.7.3　保全に関する資料	保全に関する資料等は、下記の書類一式を提出する。なお、受注者等は、提出時に監督職員に内容の説明を行う。 (a)　機器取り扱い及び保守に関する説明書 (b)　機器性能試験成績表 (c)　主要な材料・機器製造者一覧 (d)　官公署届出書類	

件　名	令和8年度 竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地　区		工　区	
図　名	一般共通事項(04)　工事検査及び技術検査・完成図等	縮　尺	
図　番	01-04	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特　記　事　項	備考
第8節　特記事項		
1.8.1　適用基準等	(a)この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係ない事項は適用しない。 (1)工事請負契約書 (2)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定　公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)令和7年版 (3)日本産業規格(JIS) (4)電気規格調査会基準規格(JEC) (5)日本電機工業会標準規格(JEM) (6)電気設備技術基準 (7)「第2編工事仕様書」記載の規格・基準 (b)本工事に使用する資材は、JIS等規格品とする。	
1.8.2　発生材の処理	引渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、リストを作成し発注者へ引渡す。引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法令等に従い、適切に処理する。	PCBを使用している機器は引渡しを要する。 撤去した資機材のリスト名・型番・製作年月及びPCB入りとそうでないもののリストを作成して提出すること。
1.8.3　建材廃材	処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき、適正に行うこと。	
1.8.4　写真	写真は下図に示す黒板と被写体及びスケールとを合わせて撮影する。施工後隠ぺい又は埋設される部分で監督職員が承諾した部分を除き、下図に示す黒板と被写体及びスケールとを合わせて撮影する。電柱等運営管理上必要な対象物については、デジタルデータ(写真等)を提出する。 下図は参考とし、黒板を変更する場合には監督職員に報告のうえ、承諾を与けること。 (参考) 件　名 名　称 位　置 工　程 備　考 黒板スケール表示	

章・節・項目	特　記　事　項	備考
1.8.5　その他	(a)工事実績データの作成・登録 契約時及び完成時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員の承諾を得て、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に登録すること。また、登録後、JACICが発行する「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出すること。 (b)全ての機器をネットワークに接続し監督職員と協議の上、アドレス設定等の必要な設定を行い、ネットワーク全体の動作確認中に本工事範囲内で生じた障害に対しては、無償で対応すること。 (c)本工事で導入した機器を利用、あるいは運用するのに必要なマニュアル並びに解説書を提出すること。 (d)操作を必要とする装置については、教育訓練を行うこと。 (e)本工事の機器等の規格改正・追加に関する最新情報を常に提供し、かつ本工事に的確に反映させる体制をとること。 (f)本工事にかかるセキュリティ対策を適切に実施できる体制を整備すること。 (g)本工事範囲内で障害が生じた場合は、保守担当者が直ちに対応を開始すること。また、技術的な問い合わせにも速やかに調査・回答できる体制を整備すること。 (h)本工事は、施設の運用に支障が生じないよう、施設管理者及び現場監督職員と十分な協議の上、施工すること。 (i)全体ネットワークの総合接続試験・調整を全て受注者の責任において、無償で行うこと。 (j)設計図書に示す範囲にて明示がない部分でも技術上、施工上もしくは保安上当然必要と認められる工事は全て受注者負担にて施工すること。 (k)保証 (1)業務完了後、引渡しの日から起算して1年以内(以下「保証期間」という。)について、取り扱いの過誤によらない原因での故障、損傷等の不良・不備と認められる箇所が生じた場合は、受注者の責任において速やかに無償で対処すること。 (2)保証期間については、ソフトウェア及び機器類の不備によって事故が生じた場合は、受注者の責任において速やかに無償で対処すること。 (3)保証期間完了時に、受注者は検査員立会いの下で総合点検を行い、不良箇所が発見された場合、速やかに無償で対処すること。 (4)エラーが発生したとき、原因を速やかに特定するための手順書(もしくはフローチャート)を作成し、添付すること。 (5)本工事で導入した機器を各種法令に適合させて運用するために必要な保守品は、受注者の責任において常備すること。保守品の品目及び数量は、監督職員と協議の上、決定すること。 (l)検査 (1)検査種目及び範囲 ①社内検査 受注者はその責任において、機器単体及び機器が相互に接続された状態における動作確認等の社内検査を行い報告書を提出すること。 ②立会検査 監督職員は、動作・性能に関し、仕様書に規定する全項目について現地立会検査を行う。なお、検査の細目及び日程等については、監督職員と協議の上、決定すること。 (2)合否の判定 前項(l)の検査成績書が仕様書の規定に適合したと監督職員が認めたとき、合格とすること。 (3)検査費用 検査に関する費用は、受注者の負担とすること。 (4)測定器 検査に必要な測定器は、受注者において用意すること。	

件　名	令和8年度 竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地　区		工　区	
図　名	一般共通事項(05) 特記事項	縮　尺	
図　番	01-05	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特記事項	備考
第2章　特記仕様書 第1節　施工条件		
2.1.1　目的	平成22年に、地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)により整備したFTTHケーブルテレビ設備は、市民に向け本市の防災情報等を配信するFM告知放送も運用しており、地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークである。 本市全域をカバーする代替の情報伝達手段が存在せず、当該設備への依存度が高い現状において、放送・通信網の切断は市民への情報遮断に直結する。そのため、特定の災害等に限定せず、あらゆる事態を想定した防災上の観点から、電源維持機能の拡充が必要不可欠となっている。 具体的には、災害時等における商用電源喪失時においても電源機能を維持するため、既存の非常用発電機(稼働時間:約2時間)を、防災指針に準じた72時間以上の連続稼働が可能なLPガス非常用発電機を整備し、放送・通信サービスにおける事業継続体制のさらなる強化を図ることを目的とする。	
2.1.2　事業概要	本工事は、防災指針に準じた72時間以上の連続稼働が可能なLPガス非常用発電機を整備し、放送・通信サービスにおける事業継続体制のさらなる強化するものである。 本工事は、以下のシステムを構築するものとする。 (a)　LPガス非常用発電機 (b)　LPガス供給設備	
2.1.3　適用範囲	本共通仕様書は「令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事」に適用する。 本工事の施工に際しては、本共通仕様書、特記仕様書、工事図面を遵守する。	
2.1.4　工事範囲	工事範囲は、「2.1.7工事区分表」のとおりとする。	
2.1.5　規格及び基準	機器の製作並びに施工にあたっては、「第1章第8節1.8.1適用基準等」の規格・基準を満足し、下記の法令等に適合すること。 (a)　建築基準法(昭和25年法律第201号)及び同法施行令(昭和25年政令第338号) (b)　電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)等 (c)　日本産業規格(JIS) (d)　日本電線工業会規格(JCS) (e)　電気規格調査会標準規格(JEC) (f)　日本電機工業会標準規格(JEM) (g)　放送法(昭和25年法律第132号)及び同法施行令(昭和25年政令第163号) (h)　電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及び同法施行令(昭和60年政令第75号) (i)　有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び同法施行令(昭和28年政令第130号) (j)　その他関連規格 (k)　地方自治法(昭和22年法律第67号) (l)　放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱 (m)　ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業(ケーブルテレビ複線化等整備支援事業)実施マニュアル (n)　国土交通省「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)」最新版 (o)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律並びに関係政省令 (p)　高圧ガス保安法及び関係政省令 (q)　消防法及び関係法令 (r)　LPガス供給事業者の供給条件、安全基準及び所轄官公署の指導 (s)　高圧ガス保安法及び特定設備検査規則 (t)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法) (u)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (v)　その他関係法令を遵守すること。	

章・節・項目	特記事項	備考
2.1.6　配置技術者	(a)　電気工事及び電気通信工事について、建設業法第27条の18に規定する監理技術者資格者の交付を受けていること。 (b)　1級電気通信工事施工管理技士若しくはCATV総合監理技術者の資格を有していること。 (c)　第一種電気工事士の資格を有していること。 (d)　地方自治体発注工事において、公告日より過去7年間に工事が完了し引渡しが完了している、総務省からの補助金制度(放送ネットワーク整備支援事業・高度無線事業等)を使用したFTTH方式による有線テレビジョン放送設備において、放送設備・通信設備・発電機設備の元請け工事実績を監理技術者として施工した経験を有していること。但し、1件名で、工事実績情報システム「CORINS」に登録されたものに限る。	
2.1.7　工事区分表	工事区分表 (1)電源設備 LPガス非常用発電機　○ LPガス供給設備　○ 発電機設備電気工事　○ 発電機取替に伴う仮設工事　○ 発生材処理　○ (2)送受信装置 電源切替に伴う確認作業(主任)　○ (3)ヘッドエンド設備 電源切替に伴う確認作業(主任)　○ ※1　本工事対象の電源設備の切替時には、各電源接続先の設備の管理責任者に確認のうえ監督職員および、たけはらケーブルネットワークと連携を密に行い作業を実施すること。	

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	特記仕様書(01)施工条件	縮尺	
図番	02-01	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特記事項	備考
第2節基本的要求条件		
2.2.1　要求性能	(a)拡張性・汎用性 ISO, IEEE, ATMフォーラム仕様等、国際標準およびそれに準じた技術を使用した機器、材料および施工方法を使用すること。	
2.2.2　共通指定事項	(a)機器の基本条件 (1)機器は保守点検が容易に行える構造とする。 (2)日常保守に必要な測定端子、指示器を設ける。 (3)将来の増設や機能向上に対応できる拡張性を備えるものとする。 (4)品名、形式、製造番号等の管理に必要な項目が記入された銘板を機器につけるものとする。 (5)切替部、回転部等の可動部分は、長期間の使用に耐えうるものとする。 (6)取り扱いに注意を要する機器は、その旨を明示するものとする。 (b)使用部品の基準 (1)信頼性の高いものを使用すること。 (2)日本産業規格(JIS)又はこれと同等以上の性能を有するものを使用するものとする。 (3)機器間の配線には、耐水性、耐熱性、耐久性に富んだものを使用するものとする。 (c)電気的条件 (1)切替部、接触部などの可動部は、多数回の使用によって電気的性能が低下しないこと。 (2)接続部等における電気的雑音の発生を防止するものとする。 (3)電源電圧は、機器定格電圧の±10%変動範囲で正常に動作するものとする。 (4)電気回路には、必要に応じて保護回路を設けるものとする。	
2.2.3　特記指示事項	(a)光ファイバケーブルの敷設条件　※参考 光ファイバケーブルは将来性を考慮し、新たな施工の必要が無いように配慮し、敷設するものとする。 (b)設備工事 本共通仕様書に記載されている設備工事を行うにあたり、監督職員と調整、協議のうえ十分に考慮した施工を行うこと。 (c)現場の管理は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関連法規に従い、作業員を監督し、風紀衛生の適正保持に留意すること。 (d)工事施工にあたっては、環境保全、自然保護等に関する諸法規を遵守し、作業の実施にあたっては、騒音・振動の防止、汚濁水、油等の工事区域外流出の防止、排気・排ガス等による汚染防止に努めること。 (e)送受信装置選定、収容等の詳細設計、設備管理等の詳細については監督職員と調整を行うこと。 (f)資源循環型社会の構築を目指す建設リサイクル法(平成12年法律第104号)に基づき、建設資材廃棄物は受注者が適正に処分すること。 (g)本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担で行うものとする。	

章・節・項目	特記事項	備考
第3節試験		
2.3.1　試験及び検査	(a)LPガス非常用発電機 (1)外観・構造、絶縁抵抗、耐電圧、無負荷及び負荷運転 (2)電圧・周波数特性、始動性能、自動始動シーケンス (3)保護装置、警報表示、燃料遮断、燃料圧力異常及び緊急停止の動作 (b)LPガス供給設備 (1)外観、材料、配管支持、弁・調整器・計器の取付状態 (2)所定の方法による耐圧又は気密試験、漏えい確認及び圧力調整確認 (3)ガス漏れ検知、警報、緊急遮断、発電装置停止連動及び復帰操作 (4)実ガス又は適切な試験方法による総合運転確認(実施条件は事前協議)	

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	特記仕様書(02)基本的要求条件	縮尺	
図番	02-02	作成日	令和 8年 10月

章・節・項目	特記事項	備考
第4節　製作・工事に関する共通事項	本項は、製作・工事に関する共通の補足事項を規定し、製作・工事のそれぞれにおける該当項目に適用する。 ただし、本共通仕様書にこれと異なる規定がある場合はその規定を優先するものとする。	
2.4.1　承諾事項	契約後直ちに監督職員と詳細な打合せを行い、次により承諾を得た後、製作あるいは工事に着手すること。 (a)製作 指定期間内に以下の図面・書類を提出し、承諾を得ること。 (1)　施工計画書 (2)　施工図 (3)　主要部品(規格、品名、数量等) (b)工事 次の事項について、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。 (1)　工程、施工方法、諸材料、使用器具 (2)　施工の必要から設計図書、仕様書の一部をやむを得ず変更する場合 (3)　工事中に事故を生じ、その処置をする場合 (4)　サービス提供事業者が定める方式による、各種書類	
2.4.2　工程報告	(a)製作　※対象の製作物がある場合 受注者は、契約後指定期間内に製作工程表(2部)を提出し承認を受け、以後その工程表を基準として、原則として2週間ごとに製作進捗状況を報告すること。この際、併せてデジタルデータにて報告すること。また、各システムの運用開始上必要な初期値の設定、入力並びに各種データのデジタル化、データベースへの登録についても本工事に含むものとする。また、緊急時に備え緊急時連絡網を作成し、各関係機関へ周知の上、緊急時の体制を整えること。 (b)工事 工事工程について、次のものを提出すること。 ・工事工程表	
2.4.3　完成図書	受注者は、検査終了後、速やかに本工事に関する書類を「完成図書」として提出すること。また、その他監督職員の指定する書類を指定部数提出すること。なお、別途デジタルデータでも提出すること。デジタルデータのファイル形式については、発注者が定めるものとする。 (a)工事写真一式 (着工前、施工状況、納入機材及び使用材料、隠蔽箇所、完成後) (b)納入機器リスト (c)完成図書 (1)　工事竣工図 (2)　変更図書及び検討書　※変更があった場合 (3)　試験成績証明書 (4)　出来形表 (5)　資材運搬表 (6)　工事日報、工事月報 (7)　実施工程表 (8)　協議、承諾図書　※工事打合せ議事録に含む場合は除く (9)　工事打合せ議事録 (10)　納品書等(設計数量との比較表含む) (11)　取扱説明書 (12)　その他、指示するもの (13)　上記の電子データ	

章・節・項目	特記事項	備考
2.4.4　現場工事	(a)工事従事者 工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとし、現場代理人を現場に常駐させ工事の責任体制を明確にすること。 (b)損傷補償 工事はすべて受注者の責任施工とし、損傷補償は次による。 (1)工事施工にあたり、造営物の損傷など第三者に与えた損害に対する補償は、受注者の負担とすること。 (2)工事において造営物の削り取り、孔開け等を行う場合は、監督職員の指示に従い、最小限に加工し、体裁よく修復すること。 (c)事故防止 工事に際しては、入念に施工するとともに、安全に配慮し、不測の事故を未然に防ぐため十分な対策を行うこと。 (d)工事施工上の注意事項 (1)施工に先立ち工事工程を監督職員と協議し、他の工事との取合せに注意すること。 (2)災害、公害の防止に留意し、車両の運行並びに運搬途上等での事故を起こさないよう第三者の安全に万全の注意を払うこと。 (3)工事用資材集積は、指定された場所内に限ること。また、重量物の集積については特に注意すること。 (4)工事場所は常に整理整頓に努めること。 (5)工事中作業員は、腕章等、所属・身分を明らかにするものを着用し、服装・言動・風紀等についても十分注意を払うこと。 (6)労働安全衛生法に基づく安全管理を行うこと。 (7)施工にあたっては、工事対象物およびその他に損傷を与えないよう十分な注意を払うこと。万一、損傷を与えた場合には、速やかに監督職員に届けるとともに受注者の責任において原状復旧および損害補償を行うこと。	
2.4.5　補償	(a)検査の結果、機器の配置、取付け及び配線方法並びに部品定数等の変更が必要となった場合は、受注者において無償で改修するものとする。 (b)輸送中に発生した損傷は、受注者において速やかに代品を納入するか無償で修理すること。	
2.4.6　運営管理	工事竣工後、円滑に業務を開始できるように、技術習得のための教育を行う等、管理運営についての指導、協力を行うこと。	
2.4.7　記載外事項	(a)本共通仕様書、図面、特記仕様書に記載されていない事項は、監督職員の指示に従うこと。 また、記載内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行い、合理的判断に基づいて解決すること。 (b)官公署その他への手続き 工事の着手、施工および完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく行うこと。 (c)本工事で整備する機器については、事業名を記載したシールをすべての機器に貼ること。 (d)本工事請負後、施工に入る前に受注者は、請負施工内容を確認したうえで必ず現場を確認し、図面との差異を確認し、設計変更等が必要と判断した場合は、早急に監督職員と協議のうえ対応すること。 (e)請負後の変更設計図面(施工図等)の作成は、受注者が行うこと。 (f)本事業によるサービスを維持するために必要な経費は、全て受注者の負担で行うものとする。 (g)サービス提供事業者である株式会社たけはらケーブルネットワークと十分に協議を行い、監督職員の承認のうえ本工事を行うこと。 (h)本事業では、仕様を満たす必要最低限の機器・材料を使用すること。	

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	特記仕様書(03)製作・工事に関する共通事項	縮尺	
図番	02-03	作成日	令和 8年 10月

■発電装置本体仕様

1. 発電装置本体の構成
   - 交流発電機
   - LPガス用ガス機関
   - 共通台板及び防振装置
   - 始動装置、始動用蓄電池及び充電装置
   - 制御盤、主回路保護、計測・表示、警報及び緊急停止
   - 冷却装置、潤滑装置、吸気装置及び排気消音器
   - 本体燃料ガス制御装置、本体燃料遮断装置、本体内配管・弁類
   - 屋外形の場合の防雨・防音筐体
   - 標準予備品、附属工具、取扱説明書及び試験成績書

2. 性能及び構造

2.1 一般

装置は新品とし、非常時に確実かつ安全に始動・運転でき、指定負荷に安定した電力を供給できること。構造は堅牢で、点検、清掃、保守及び部品交換が容易であること。

2.2 交流発電機
- 原則として同期発電機とし、指定電圧、相数、周波数及び負荷特性に適合する。
- 接続負荷の始動電流、投入順序及び高調波等を考慮して容量を選定する。
- 電圧及び周波数を安定して維持し、必要な過電流その他の電気的保護を備える。
- 絶縁、耐熱、温度上昇及び連続運転性能は適用規格及び製造者標準に適合する。

2.3 LPガスエンジン
- LPガスを燃料として安定運転可能で、非常用発電用途に適した構造及び性能を有する。
- 使用可能燃料、必要・許容供給圧力、定格・最大燃料消費量、接続口径・位置及び燃料性状を明示する。
- 100%負荷時の最大燃料消費量に対して供給設備が継続供給できるよう、必要情報を供給設備設計者へ提供する。

3. 燃料ガス系統及び保安
- 燃料系統は異常時に安全側へ移行し、停止時及び緊急停止時に燃料を確実に遮断する。
- 燃料ガス圧力異常、失火・燃焼異常、始動不能及び必要なインターロックを検出し、停止、遮断、警報又は表示を行う。
- 必要に応じ、外部ガス漏れ検知器又は緊急遮断装置からの無電圧接点等を受けて燃料遮断及び停止を行う。

4. 始動、自動運転、保護及び表示
- 始動方式は原則として蓄電池による電気始動式とする。
- 自動仕様では、停電検出、自動始動、電圧・周波数確立、負荷投入、復電、負荷切離し、冷却運転及び停止の一連動作を行う。
- 潤滑油圧低下、冷却異常、過速度、過電流、過不足電圧、周波数異常、蓄電池異常、燃焼異常、燃料圧力異常及び緊急停止等を保護又は警報する。
- 運転・停止・故障、電圧、電流、周波数、負荷率、回転数、運転時間、蓄電池電圧等を表示する。

5. 冷却、吸排気、筐体、防音及び防振
- 設置場所の周囲温度と指定連続運転時間において定格運転できる冷却能力を有する。
- 放熱量、必要換気量、ラジエーター通過風量、排気量、排気温度、接続口径及び許容背圧を提示する。
- 屋外形は耐候・防錆性能を有する防雨筐体とし、必要に応じ防音形とする。
- 適切な防振装置を備え、周囲設備へ有害な振動を与えない。

■LPガス供給設備 共通要求

10. 共通設計条件
- 採用発電装置の最大LPガス消費量、必要供給圧力及び連続運転時間を基礎条件とする。
- 最低外気温、同時使用機器、配管長、圧力損失、自然気化能力又は強制気化能力、残量及び交換・充填余裕を考慮する。
- 必要貯蔵量は、連続運転時間だけでなく法令上の貯蔵能力区分、補給体制、災害時の道路・人員条件及び点検運用を考慮する。
- 材料、施工、気密試験、表示及び保安措置は関係法令及びLPガス供給事業者の基準による。

設　備	共　通　要　求
圧力調整設備	発電装置入口の指定圧力範囲を維持し、最大消費量を供給できること。必要に応じ二段調整とする。
供給配管・弁類	適正な口径、材質及び支持とし、点検・遮断が容易で、地震・沈下・振動の影響を考慮する。
ガス漏れ検知	設置環境に応じて検知器を配置し、警報表示、燃料遮断及び発電装置停止との連動要否を確定する。
緊急遮断	容易に操作できる位置に設け、停電時の作動方式、復帰方法及び遠方信号を明示する。
圧力・残量表示	運転前後の状態を確認できる圧力計、液面計又は残量管理手段を設ける。
接地・防護・表示	必要な接地、防護柵・容器収納、衝突防止、火気厳禁・設備名称等の表示を設ける。

■エンジン仕様

一般データ

シリンダー #	4
タイプ	直列
排気量(L)	4.5
ボア(mm)	114.3
ストローク(mm)	107.95
圧縮率	9.94:1
吸気方式	自然吸気
種ベアリングの数	5
接続ロッド	鍛造スチール、破断分割式、プッシングレス
シリンダーヘッド	鋳鉄
シリンダーライナー	鋳鉄
点火装置	独立点火
ピストン	鋳造アルミ製フラットトップ
クランクシャフト	鍛造スチール
リフター	油圧式
吸気バルブ	ステンレススチール
排気バルブ	ステンレススチール
硬化バルブシート	高鋼鉄合金

エンジンガバナー

ガバナー	電子制御
周波数調整(安定状態で)	±0.25%

潤滑システム

オイルポンプ	ギア駆動
オイルフィルター	フルフロースピンオンカートリッジ
クランクケース容量(L)	20

冷却システム

冷却タイプ	加圧密閉水冷式
ファンタイプ	押し込み
ファンスピード-RPM	2,100
ファン直径(mm)	508

燃料システム

燃料タイプ	都市ガス、LPガス
燃料投入	電子制御
燃焼遮断器	二重
作動燃料圧力(都市ガス)-kPa	1.2-3.5
作動燃料圧力(LPガス)-kPa	1.7-3.5

エンジン電気系統システム

システム電圧	12VDC
バッテリー充電交流	標準
バッテリーサイズ	PRODA NEO 85D26L
バッテリー電圧	12VDC
接地極性	負

■オルタネーター仕様

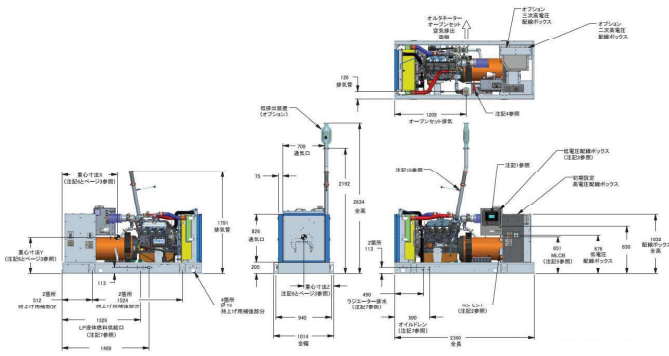
電極数	4
界磁	回転子
絶縁クラス-回転子	H
絶縁クラス-固定子	H
全高調波歪み	＜5%(三相のみ)
電話偏差要素(TIF)	＜50

標準励起	同期型ブラシレス
ベアリング	密閉ボールベアリング
カップリング	直結型フレキシブルディスク
試作品の短絡試験	有り
電圧調整	デジタル管理
検出する相	全て
調整の精度(安定状態で)	±0.25%

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(01)発電機機器仕様　(01)	縮尺	
図番	03-01	作成日	令和 8年 10月

【GENERACインダストリアルシリーズ 50kw(SG050)】

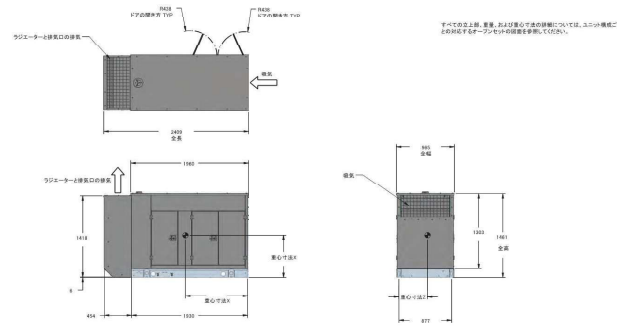
1.要求仕様



（注）（1） コントロールパネル(バッテリー充電器を内蔵)
（2） バッテリー(12負極接地システム)
（3） ユニットオプションなどにより、重心と重量は変わる場合があります。
（4） エンジンサービスコネクション:
都市ガス供給口=1-1/4インチ NPT規格メスカップリング
LP液体燃料供給口=1/4インチ NPT規格カップリング
オイルドレン=1/2インチ NPT規格カップリング
ラジエーター排水=1/2インチ NPT規格カップリング
排気管出口=内径2.5インチ - フランジに溶接されていること
LP液体燃料供給口=1/4インチ NPT規格カップリング
オイルドレン=1/2インチ NPT規格カップリング
ラジエーター排水=1/2インチ NPT規格カップリング
排気管出口=内径2.5インチ - フランジに溶接されていること

（5） 排気管を回転させて発電機の左右に向くようにすることが可能であるが、全てのユニットに適用されない場合があること。
（6） 発電機セットは、新鮮な空気が供給されるように設置しなければならないこと。
（7） 発電機セットの底部は、小動物などの侵入を防ぎ、排出空気が循環したり冷却空気の流れが悪くならないようにするため、覆われていなければならないこと。
（8） 排気システムの最大付加背圧=2.5kPa
（9） オーブンセットの排気接続部はNFPA37規格
（10） 断熱材で酸素感知センサーで覆ってはいけないこと。

外観図



2.仕様

項　目	内　容
電圧	三相　120/208 VAC @0.8pf
重量	891kg
重心寸法X	1,051
重心寸法Y	601
重心寸法Z	447

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(02)発電機機器仕様(02)	縮尺	
図番	03-02	作成日	令和 8年 10月

【耐震型LPガス供給ユニット(EPS-20)】

1.仕様

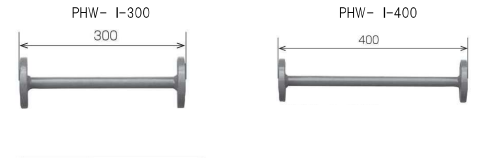
項　目	内　容	
調整器 容量	(T)AXS-8UC 8kg/h(LPG)	
メーターピッチ	別紙MRユニット型式一覧参照	
メーター口径		
入口接続	POL継手(張力式高圧ホース　600mm×2)	
出口接続(口径)	金属フレキ、燃焼器用ホース接続用	可とう管ガス栓(15A)
	その他ガス機器接続用	プラグ止め(15A)
フレーム寸法	H1360×W950×D460 mm	
使用温度範囲	−25～40℃	
質量	約70kg(LPガス容器は含まず)	
備考	※配管は現地施工後、KHKS0738(2019)「LPガス設備設置基準及び取扱要領」に従い気密試験を実施のこと。 ※本製品に以下のものは含まれません。 ・LPガス容器(20kg) ・ガスメータ ・メータユニオン	

2.MRユニット形式一覧

調整器	形式	メーターピッチ	メーター口径	張力式ガス放出防止型高圧ホース種類
発信機能なし	MRS-915A(BN)-TH	90mm	15A	手締めハンドル
	MRS-915A(BN)-TS			スパナ締め
	MRS-920A(BN)-TH		20A	手締めハンドル
	MRS-920A(BN)-TS			スパナ締め
	MRS-1315A(BN)-TH	130mm	15A	手締めハンドル
	MRS-1315A(BN)-TS			スパナ締め
	MRS-1320A(BN)-TH		20A	手締めハンドル
	MRS-1320A(BN)-TS			スパナ締め
発信機能あり	MRS-915A(BN)-TH	90mm	15A	手締めハンドル
	MRS-915A(BN)-TS			スパナ締め
	MRS-920A(BN)-TH		20A	手締めハンドル
	MRS-920A(BN)-TS			スパナ締め
	MRS-1315A(BN)-TH	130mm	15A	手締めハンドル
	MRS-1315A(BN)-TS			スパナ締め
	MRS-1320A(BN)-TH		20A	手締めハンドル
	MRS-1320A(BN)-TS			スパナ締め

【接続管】

1.外観図



項　目	内　容
質　量	約1.8kg

項　目	内　容
質　量	約2.0kg

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(03)発電機機器仕様(03)	縮尺	
図番	03-03	作成日	令和 8年 10月

【自動切替式一体型調整器(Ⅱ型)(TAX-30A)】

1.外観図



2.仕様

項　目	内　容
容　量	30kg/h
入口圧力	0.10～1.56MPa
出口圧力	2.55～3.30MPa
閉塞圧力	3.50kPa以下
安全弁作動圧力	5.60～8.40kPa
補給開始圧力	0.10Pa未満
質　量	約6.3kg

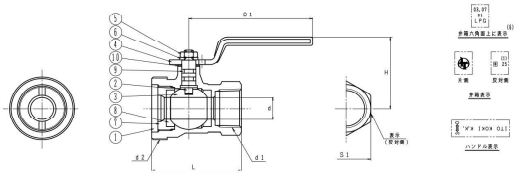
【高圧集合装置　8本立(PHW-8B-TH)】

1.仕様

項　目	内　容	備　考
使用圧力	1.56 MPa 以下	
気　密	1.80 MPa	
耐　圧	2.70 MPa	
入口接続	POL継手(張力式ガス放出防止型高圧ホース 600mm×2　1000mm×2)	
出口接続	JIS 20 K 15A	
全　長	750mm	片側のみの値
使用温度範囲	−25～60 ℃	
質　量	約3.8kg	片側のみの値

【バルブ 調整器出口(BV32U(GTO1.1/4B)ユニオン式ボールバルブ)】

1.外観図



番号	品　名	数量	材　質	備　考
①	弁箱	1	C3771B	
②	弁棒	1	Kメタル(4)	
③	ボール	1	C3771B(2)	
④	レバーハンドル	1	SUS430(3)	
⑤	ハンドル押さえナット	1	SS400(5)	
⑥	座金	1	SWRH62(5)	
⑦	インサート	1	C3771B	
⑧	ボールシート	2	PTFE	
⑨	Oリング	2	NBR	
⑩	スラストワッシャ	1	PTFE	グラスファイバー入り

寸法表　　単位　mm

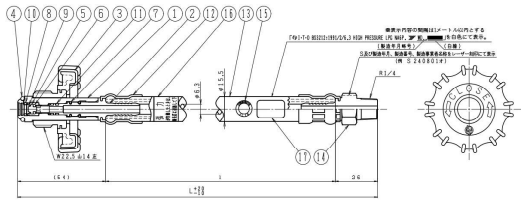
呼び径									
MM	IN	d	d1	d2	H	D1	L	S1	品　名
20	3/4	15	Rc 3/4	M42×2	48	80	58	32	BV-20U
25	1	20	Rc 1	M51×2	54	100	68	39	BV-25U
32	11/4	25	Rc1 1/4	M60×2	59	130	78	48	BV-32U
40	11/2	32	Rc1 1/2	M68×2	64	130	90	54	BV-40U

(注)(1)　呼び径(MM)を表していること。
(2)　クロムデッキ
(3)　プラスチックカバー
(4)　Kメタルは、脱亜鉛現象を防止するために開発された特殊黄銅棒であること。
(5)　亜鉛メッキ
(6)　製造年月、ロット表示すること。

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(04)発電機機器仕様(04)	縮尺	
図番	03-04	作成日	令和 8年 10月

【張力式ガス放出防止型高圧ホース(TIH-6-10HQ)】

1.外観図



型式	L	R
TIH-6-10HQ	970	1050

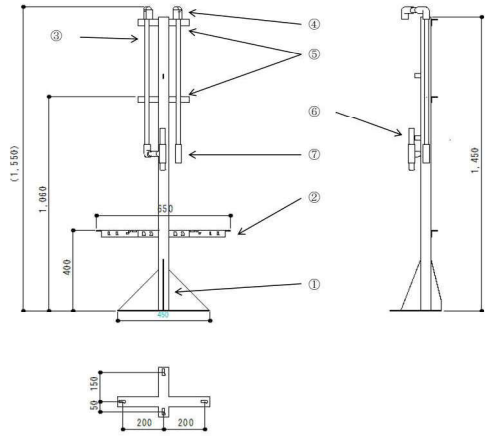
番号	品　名	数量	材　質	備　考
①	本体	1	C3604B	
②	ホースニップル	1	C3604B	
③	Hハンドル	1	C3604B＆PA＆TPS	
④	Oリング	1	NBR	JIS P10A DuroA80
⑤	弁体	1	POM	
⑥	Oリング	1	NBR	NOK S3
⑦	Oピン	2	SUS304-WPB	
⑧	スプリング押工	1	POM	
⑨	スプリング	1	SUS304-WPB	
⑩	ストレーナ	1	SUS304-W1/2H	30メッシュ
⑪	Oリング	2	NBR	NOK S5
⑫	ソケット	2	SUS304	
⑬	LPG用高圧ホース	1	NBR	
⑭	オスネジニップル	1	C3604B	
⑮	期限表示シール	1	テトロン	10年用(φ10)
⑯	シール	1	テトロン	
⑰	合格証票	1	テトロン	

2.仕様

項　目	内　容
入力圧力	1,56 MPa 以下
気　密	1,80 MPa
耐　圧	2,70 MPa
入口接続	POL継手(手締め)
出口接続	R1/4
使用温度範囲	−25～60 ℃
質　量	約0,35kg
備　考	口径φ6 全長1050mm

【自立架台(調整用)(GKU20K2)】

1.外観図



番号	品　名	数量	備考
①	本体	1	
②	容器受け 650	1	
③	入口側配管 Assy	1	
④	出口側配管 Assy	1	
⑤	Uボルト	4	
⑥	配管支持バンド	1	
⑦	ソケット/ユニオン	1	

※本体、部材はナイロン12コーティングを施してあること。各寸法は概算であること。
鋭利なものでキズをつけないようにすること。

※ベース加工
幅×奥行×厚さ:900mm×600mm×100mm以上のコンクリートベースを作成すること。

※ベースへの固定
付属へのアンカーボルト1060を使用し、スペーサーを間に入れ、確実に施工して本体を固定すること。
水平が取れないときはスペーサーを重ねて調整すること。

※配管Assyは機密検査を行っていること。無理な施工で緩まないように注意すること。

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(05)発電機機器仕様(05)	縮尺	
図番	03-05	作成日	令和 8年 10月

【災害時対応ユニット(GKU-4-01)】

1.外観図



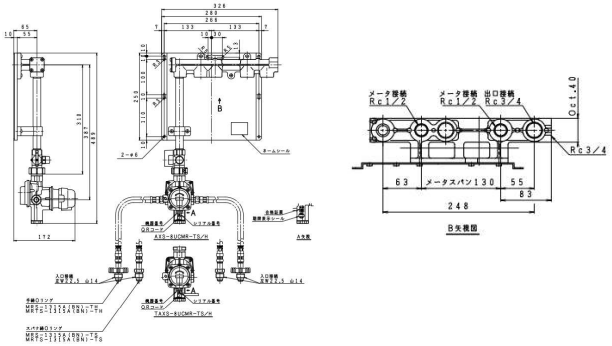
※メーターは別売り

2.仕様

項　目		内　容	備考
ガスメーター	接続スパン	130mm	
	接続口径	15A	
質　量		約11.5kg	メーターの質量を除く

【災害時対応ユニット(MR-1315A)】

1.外観図



2.仕様

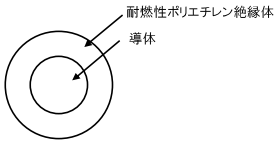
項　目	内　容
入力圧力範囲	0.15～1.56 MPa
使用温度範囲	−25～60 ℃

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(06)発電機機器仕様(06)	縮尺	
図番	03-06	作成日	令和 8年 10月

【電線　600V　EM-IE 60㎟】

1.特長
・JIS認定品であること。
・着色性がよく、また耐候性もビニル以上の特性を持っていること。
・可とう性は、従来電線と同等であること。
・許容電流が約22%UPすること。
・耐寒性は-50℃であること。
・RoHS指令の制限10物質は規定値以下とすること。
※1：EM IE/FをHIVの代替として、電線管内に入れ、非常用電源回路に使用する方法は認められていないので、耐火ケーブル(EM-FP)の使用を推奨すること。
・導体最高許容温度：75℃
※2：対象物質(10物質)鉛、六価クロム、水銀、カドミウム、PBB類、PBDE類、PBDE類、DEHP、DBP、DIBP
・絶縁体色：黒・白・赤・緑・黄・青

2.構造



3.仕様

項　目	内　容
構成(本/㎜)	19/2.0
外径約(本/㎜)	10.0
絶縁体厚さ(㎜)	1.5
仕上外径(㎜)	13.0
最大導体抵抗20℃(Ω/km)	0.303
試験電圧(V)	2500
最大絶縁抵抗20℃(MΩ・km)	30
概算質量(km/㎜)	590

【ケーブル　600V　EM-CET 200㎟】

1.特長
・600V以下の回路に使用する単心3コより架橋ポリエチレン絶縁、耐熱性ポリエチレンシースケーブルについて規定すること。
・本ケーブルは、被覆材にハロゲン及び鉛を含まない材料を使用していること。
・JIS C 3605「600V ポリエチレンケーブル」(最新版)であること。

2.構造

項　目	内　容
導　体	円形より線、又は円形圧縮より線。 ・導体はJIS C 3102「電気用軟銅線」による。 注)導体上にセパレーターを施すことがある。
絶縁体	架橋ポリエチレン 注)導体体上に適当なテープを施すことがある。
シース	耐燃性ポリエチレン(黒色)
分別識別	JCS 4515に準拠し、リサイクル時の分別を容易にするため、シース上に一突起を設ける。但し、8㎟は除く。
線心識別	シース表面に施す直線マークの色又は絶縁体の色等により行う。 直線マークの色の場合 黒相：無し 白相：白色直線マーク 赤相：赤色直線マーク 絶縁体の色の場合 黒、　白(自然色)、　赤
シース	線心3条より(Sより)に撚り合わせる。
表示	適当な方法により、以下の事項を連続表示する。 ブランド名「FUJIKURA・DIA」 品名記号およびエコケーブルである旨の表示「EM 600V　CE/F」 電気用品マーク…電気用品対象品のみ 耐燃性である旨の表示「TAINEN」 製造年 黒、　白(自然色)、赤 JIS認証に関わる表示(認証番号など) 導体サイズ

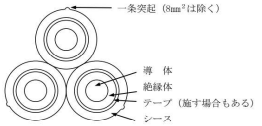
3.特性

項　目		特　性	試験方法適用箇条
難　燃		60秒以内で自然に消えること。	JIS C 3605の4.26
発　煙　濃　度		平均値150以下	JIS C 3605の7.13
燃焼時発生ガス	酸性度	pH4.3以上	JIS C 3666-2の9.2
	導電率	10μS/mm 以下	JIS C 3666-2の9.2

※その他
シース材料には、難燃性を付与するために、特殊な難燃剤が添加されている。このため、こすれ等によりシース表面に白い跡が残るが、ケーブル性能に問題はないこと。

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(07)発電機機器仕様(07)	縮尺	
図番	03-07	作成日	令和 8年 10月

4.仕様

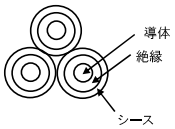


項　目	内　容
構成(本/㎜)	円形圧縮
外径約(本/㎜)	17.0
絶縁体厚さ(㎜)	2.5
シース厚さ(㎜)	1.7
線心外径(約㎜)	26
仕上外径(約㎜)	55
概算質量(km/㎜)	5960
試験電圧(V)	3000
最大導体抵抗20℃(Ω/km)	0.0933
最小絶縁抵抗(MΩ/km)	1500

【ケーブル　600V　CVT 100㎟】

1.特長
・JIS認定品(JISマーク表示)の600V CV単心を使用していること。
・一般電力用であること。
・一括シース型CVに比べ許容電力が大きく、端末処理も簡単であること。
・RoHS指令の制限6物質は規制値以下であること。なお、10物質対応品も製造可能であること。
・導体最高許容温度は90℃であること。
※対象物質(6物質)：鉛、六価クロム、水銀、カドミウム、PBB類、PBDE類
(10物質)：上記6物質＋DEHP、BBP、DBP、DIBP

2.構造



3.仕様

項　目	内　容
素線数/素線径(㎜)または形状	円形圧縮
外径(㎜)	12.0
絶縁体厚さ(㎜)	2.0
シース厚さ(㎜)	1.5
線心外径約(㎜)	19.0
より合せ外径約(㎜)	41
最大導体抵抗20℃(Ω/km)	0.187
試験電圧(V)	2500
最小絶縁抵抗(MΩ・km)	1500
概算質量(km/㎜)	3190
許容電流周囲温度40℃(1条)(A)	290

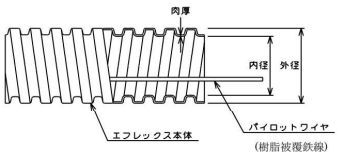
件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(08)発電機機器仕様(08)	縮尺	
図番	03-08	作成日	令和 8年 10月

【波付硬質合成樹脂管　FEP 65㎜】

1.特長
・本仕様は地中電線路の管路として用いる(以下管とする)について適応すること。
・エフレックスは、JIS C 3653「電力用ケーブルの地中埋設の施工方法」付属書1に規定する波付硬質合成樹脂管(FEP)に相当すること。
・管本体の材料は高密度ポリエチレンを主体とし、耐候性をもたせるためにカーボンブラックを配合すること。

2.構造
（1 管の外観は、内外面に実用上問題となるような傷等がないこととする。管の色は黒とすること。
（2 管の形状は、投影断面が実用的に正円で、可撓性をもたせるため波付加工されたものとすること。
（3 荷姿は基本的に把巻きとすること。

3.外観図



項　目	内　容
外径φD(㎜)	84.5 ± 2.5
内径φD(㎜)	66.0 ± 3.0
肉厚t(㎜)	1.2 以上
参考値　把巻き標準長(m)	100

4.性能

項　目	性　能	試験方法適応項
寸法	外観図の表に示す寸法であること	6.1
引張強さ	19.6N/㎟(2.0kgf/㎟)以上	6.2
圧縮強さ	外径のたわみ率が3.5%以下であり、かつ各部にひび、又は割れが生じないこと	6.3
耐曲げ性	変形率 5%以下	6.4

【発電能力】

1.能力計算書
・以下の能力計算書に基づき、72時間以上の連続稼働について適応すること。

ガス発生設備の種類及び能力計算書

業務用供給設備の場合（集団供給方法以外のもの）　　令和8年10月20日

供給設備名　竹原市　通信設備　　業種　その他

ガス発生設備　（種　類）50kg容器　　自然気化方式
（能　力）50kg容器　　4　本立て2系列
（調整器）　　20 kg／h以上

(イ)　設計条件

1. 供給方式	2	自然気化	
2. ガスの種類		い号95%	
3. ピーク時の平均温度		5	℃
4. ピーク時間の長さ		連続	h
5. 容器1本あたりの発生量		2.5	kg／h
6. 発生量の安全率		1.1	
7. 強制気化時配送周期			日
8. 1日当たりの消費時間		24.0	h
9. 同時使用率		100	%
10. 蒸発器の安全率		1	

(ロ)　消費量の計算(燃焼器具の一覧表)

設置燃焼器の名	台数(台)	1台当たり kW／台	消費量(kW)	設置燃焼器の名	台数(台)	1台当たり kW／台	消費量(kW)
湯沸器　5号		11	0	ガスレンジ		68	0
給湯器　16号		34.9	0	フライヤー		14	0
給湯器　20号		43.6	0	焼物器		22.6	0
給湯器　24号		52.3	0	炊飯器		27.9	0
給湯器　50号		110.74	0	茹麺器		17.4	0
小計　①	0		0	こんろ		15.4	0
GHP　3　馬力		8	0	回転釜		42	0
GHP　5　馬力		14	0	非常用発電機SG050		170.4	0
GHP 10 馬力		32.2	0	非常用発電機実質稼働	1.0	128.2	128.2
GHP30馬力		84	0	実質　30.7kW			0
小計　②	0		0	128.2			0
ガス焚きボイラー		60	0	(30.7×3.48)×1.2			0
小型貫流ボイラー		350	0	3.48=170.4÷50			0
ボイラー			0	小計　④			128.2
小計　③	0		0	合計		①+②+③+④	128.2

(ハ)　燃焼器具の稼動率(同時使用率)

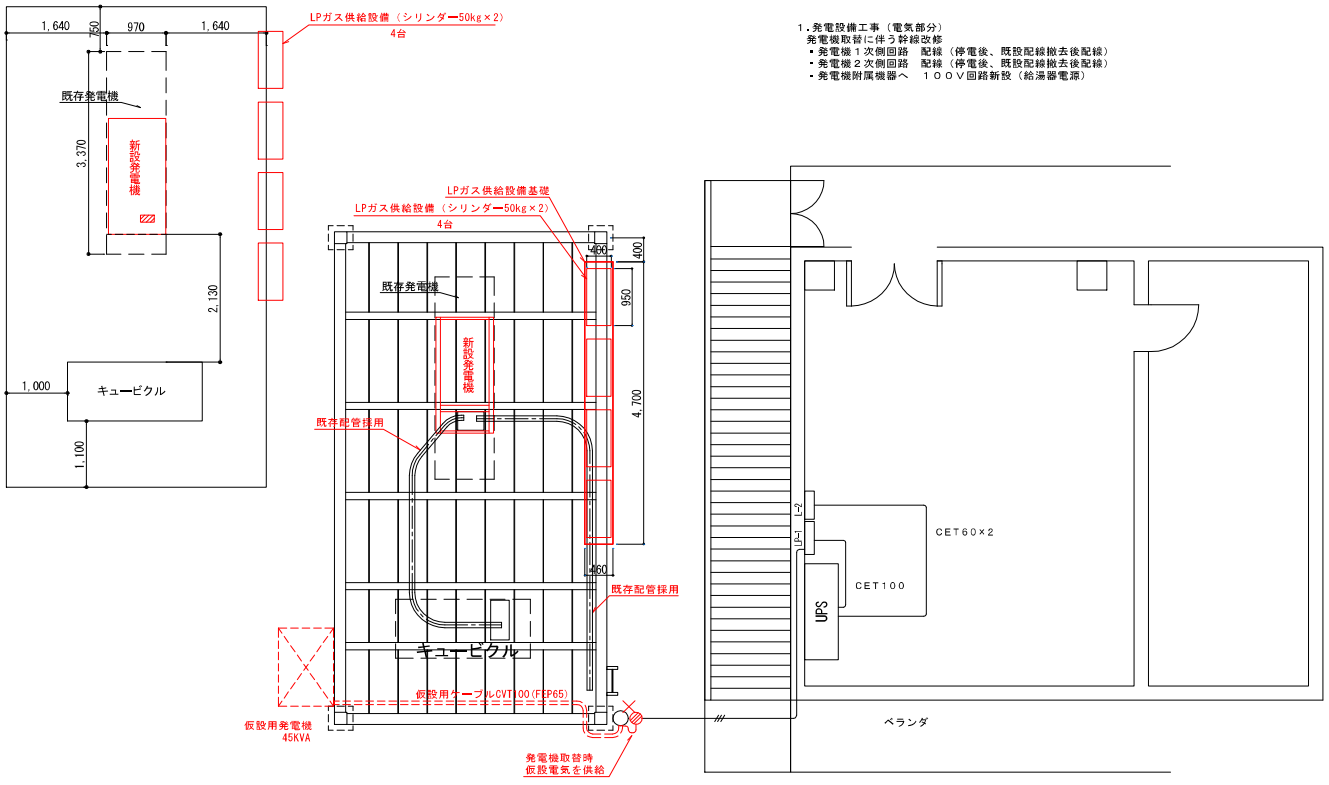
燃焼器具の名称	消費合計		稼動率		換算定数	(a)平均 消費量 (kg／h)	(b)最大 消費量 (kg／h)
給湯器　小計①	0	×	100	÷	14	0.00	0.00
GHP　小計②　冬場の稼動率	0	×	80	÷	14	0.00	
GHP　小計②　夏場の稼動率	0	×	100	÷	14		0.00
貫流ボイラー　瞬間立上り	0	×	130	÷	14		0.00
貫流ボイラー　定格運転時	0	×	60	÷	14	0.00	
その他	128.2	×	100	÷	14	5.04	9.16
合　計						5.04	9.16

(ニ)　自然気化時必要容器本数
最大ガス消費量／容器1本あたりの発生量×発生量の安全率 ＝ 3.7 ＝片側4本以上

(ホ)　稼働時間(同時8本)
平均消費量×消費時間×配送周期 ＝ 3.3 日

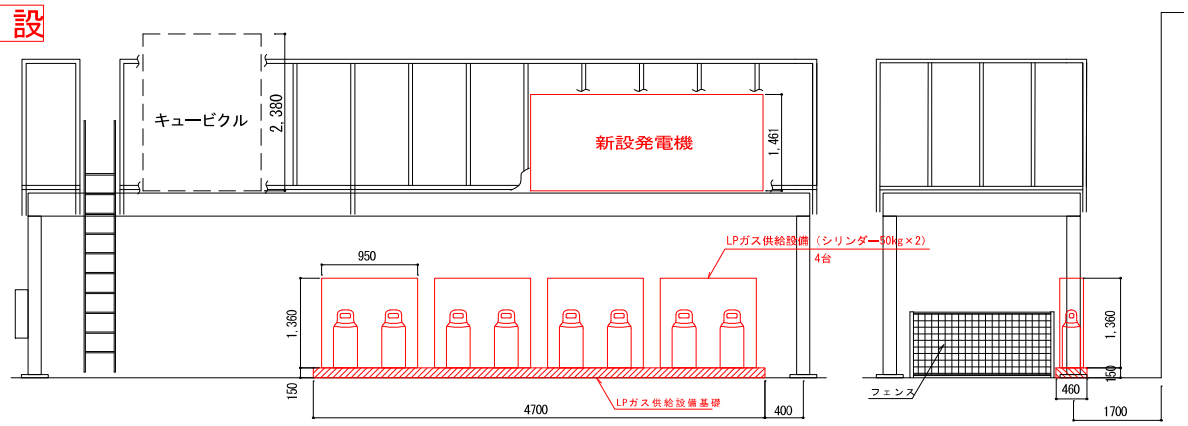
(ト)　調整器の能力
(b)最大消費量　9.16 × 1.5 ＝ 13.7 kg／h 以上

件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(09)発電機機器仕様(09)	縮尺	
図番	03-09	作成日	令和 8年 10月

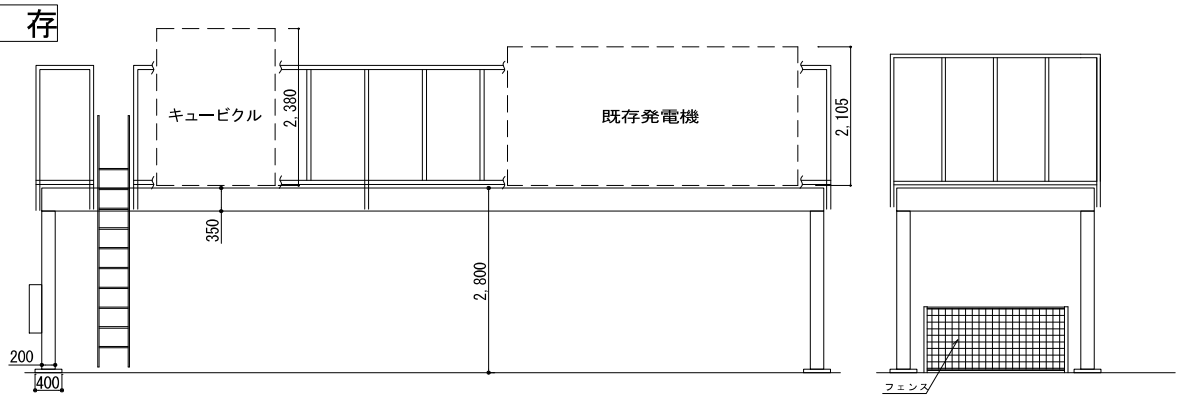


件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(10)発電機平面図	縮尺	
図番	03-10	作成日	令和 8年 10月

新　設



既　存



件名	令和8年度　竹原市ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業整備工事		
地区		工区	
図名	電源設備(11)発電機立面図	縮尺	
図番	03-11	作成日	令和 8年 10月